

# 高品質なメンテナンスを維持するために ご一読ください

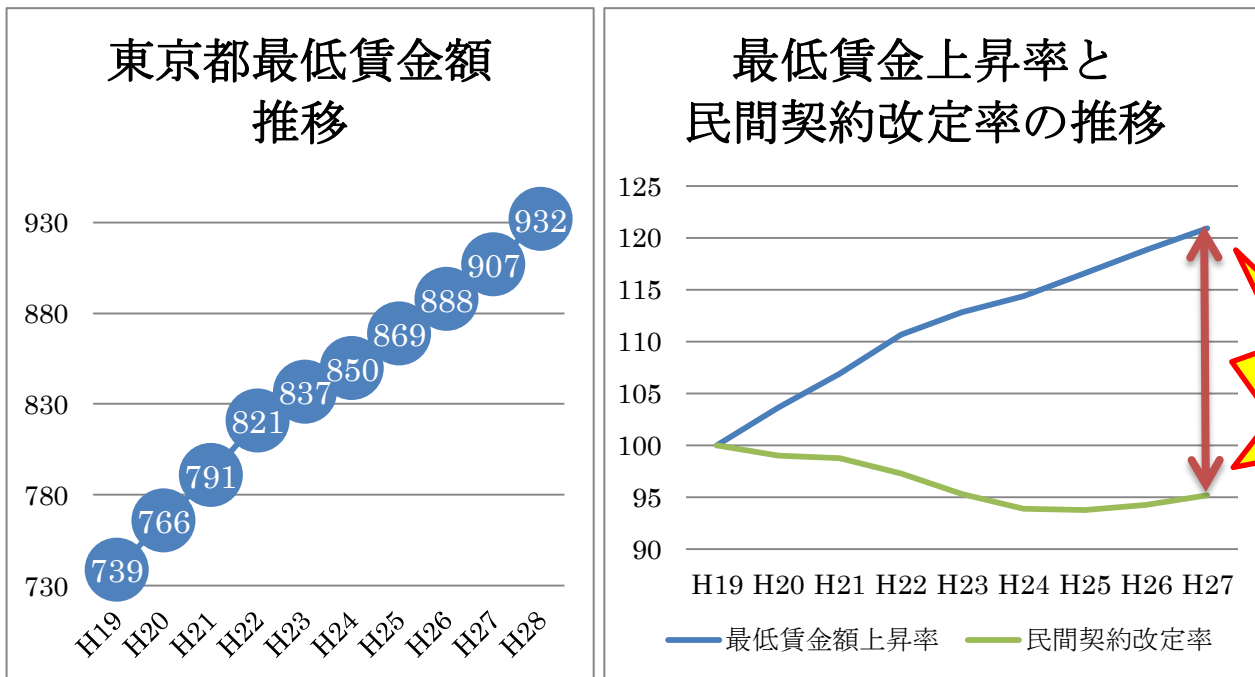
## 東京都最低賃金の推移とビルメンテナンス業の現状について

皆様ご存じのとおり、東京都の最低賃金額は毎年上昇しており、平成19年の739円から平成28年までの9年間で193円、つまり25%以上上昇しております。しかし、東京都内の民間契約改定率は5%近く下がっております。

ビルメンテナンス業は労働集約型の業種であり、労務費が経費の8割前後であるため、人件費の高騰がそのまま経営に影響を与えてしまいます。

また、2016年、厚生労働省の発表では東京都内の有効求人倍率は2.0倍を超えており、慢性的な人手不足に陥っております。良い人材を雇用するためにはどうしても最低賃金を超える賃金を支払う必要があります。

**質の高いメンテナンスの維持により、利用者の満足度は高まります。そのためにも、現状にご理解をいただき、契約時にご一考いただければ幸いです。**



(公社)全国ビルメンテナンス協会発行『ビルメンテナンス情報年鑑』より抜粋

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
前年比	100	△1.0	△0.2	△1.5	△2.0	△1.4	△0.1	0.5	0.9
H19比	100	99	98.8	97.3	95.3	93.9	93.8	94.3	95.2

民間契約改定率の推移

## オーナーの皆様、ご理解ご協力の程 よろしくお願いいたします



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会